

随意契約理由書

工事名：阪南港海岸 貝塚地区 北境川排水機場流入ゲート機械設備改良工事

本工事は、貝塚市に位置する北境川排水機場において、流入ゲート機械設備（扉体・戸当り）の改良を行う工事です。

本案件は、令和7年8月26日に公告、同年10月1日に開札を実施したところ、1者の入札がありました。予定価格の範囲内に有効な入札がなく、再度の入札（10月6日開札）においても入札者がなかったため、入札が取りやめとなりました。

さらに、令和7年12月9日に再度公告、令和8年1月20日に開札を実施したところ、2者の入札があり、うち1者は予定価格の範囲内であったものの、事後審査において「不適」となり、結果、入札が取りやめとなりました。

本案件は、再度の公告に付し落札者がなく、さらなる資格要件の緩和や、設計・積算の見直しの余地はなく、これ以上競争入札を継続しても入札が成立することが期待できないことから、直近の入札において応札があった阪神テクノサービス株式会社を相手として、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約を行うものです。

なお、大阪府財務規則第62条の規定に基づき複数の者から見積りを徴取すべきところですが、本件は上述のとおり、再度の入札に付し落札者がいないものに該当することから、同規則の運用第62条関係第2項第13号（再度の入札又は電子見積合せに付し落札者又は採用者がいないもの）の規定により、比較見積の徴取を省略するものです。